

第3回「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会 議事概要

<日時> 令和6年11月26日（火） 13:30~15:40

<場所> 三重県吉田山会館2階 206会議室

<出席委員（50音順、敬称略）>

- ・ 三重県小中学校長会／鈴鹿市立飯野小学校 校長 石井 孝史
- ・ 弁護士／三重弁護士会 犯罪被害者支援センター 委員長 伊藤 正朗【座長】
- ・ 声を聴きつなぐ会 代表 大原 康彦
- ・ お茶の水女子大学 名誉教授 戒能 民江（※）
- ・ 国立大学法人 千葉大学 理事・副学長 後藤 弘子（※）
- ・ 一般社団法人 三重県病院協会 理事／独立行政法人 国立病院機構 三重中央医療センター 病院長 下村 誠
- ・ 三重県立公立幼稚園・こども園長会 会長／松阪市立花岡幼稚園 園長 辻木 慎吾
- ・ 公益社団法人 三重県医師会 顧問／白子ウィメンズホスピタル 院長 二井 栄
- ・ 弁護士／NPO法人 子ども支援センターつなぐ 代表理事 飛田 桂（※）
- ・ 声を聴きつなぐ会 副代表 平野 利枝
- ・ 茨城県立医療大学 助教／看護師・SANE-J（日本版性暴力看護師）・保健師・公認心理師 山本 潤（※）
- ・ 三重県立学校長会／三重県立久居農林高等学校 校長 萬井 洋

※WEB出席

<議事概要>

○事務局説明

以下の事項について、事項書及び資料1～3及び参考資料に基づいて説明。

- ・ 骨子案について

○委員からの主な意見

【前文について】

（戒能委員）

- ・ 前文を設けたことは有意義なことだと思う。独自性ということ以上に、三重県の基本的な姿勢、条例ができた意義を明確に示すことは大事。

（山本委員）

- ・ 前文には、決意表明として、ありきたりなことだけではなく「人間の尊厳を脅かすような行為は決して私たちは許さない」といった表現や、具体的にどのような人を守っていき、どういう三重県を作っていきたいのかを見せていくべき。

(大原委員)

- ・ 条例の対象には、現在の被害だけでなく、過去の被害も含まれることを明記すべき。また、被害に遭った結果、就職や就学がうまくいかないことが多く、長期的視点を持った医療、ケア、生活支援が必要となる。このことを県民に知ってもらえて、支えてもらえる条例にすべき。

(平野委員)

- ・ 時間の経過との向き合いが少ないと感じる。過去、現在、未来全ての性暴力を許さない、向き合って支援していく、その保障と覚悟があるというのを、一般人にもわかりやすく、人の心に届く言葉で表してほしい。

(大原委員)

- ・ 目指す姿の実現に関して、「愛し合い」という言葉は誤解を招く表現だと思う。加害者から「愛していた」という言葉が出てくる場面が多い。愛し合うという言葉を入れてしまうと、加害者の「愛して行った行為だから、犯罪行為であっても悪いことではない」という思考を認めることに繋がりがかねない。

(戒能委員)

- ・ 目指す姿の実現については、議論が足りないと思う。「愛し合い」の表現は、条例の趣旨に合致しないものだと思うので、削除すべき。大事なことは、人権の尊重。県民が人権を尊重し安全で安心して暮らせる、生きていける社会の実現のために、ここに何を入れるべきか検討をする必要がある。

(山本委員)

- ・ 虐待する親やDVの加害者も「愛」という言葉を使用するし、「愛」は必ずしも健康的な関係を意味するとも限らない。「愛」という表現を使うより「同意ある関係を築き、安心して安全に暮らせる社会」のような表現でもいいのではないか。

(辻木委員)

- ・ 行政が感情の部分を言葉で表すというのは、慎重であった方がいい。また、前文の「人権尊重」の部分については、県民に分かりやすい表現に変えて、より具体的に書いたほうがいい。

【定義について】

(後藤委員)

- ・ 性暴力の定義について「接触的若しくは非接触的なもの」はどこにかかっているのか。

(伊藤委員)

- ・ 性暴力の定義にあげられた行為全てに対して「接触的若しくは非接触的なもの」がかかるのだと思うが、文言上明確ではないようにも見受けられる。意見を踏まえ、事務局でわかりやすい形で整理してもらおうことでどうか。

(戒能委員)

- ・ アスリート等盗撮について、三重県の独自性や最新課題に触れて問題提起をする上では意義があるが、構成要件の観点から定義するのは難しいのではないか。理念などの

他の部分に位置付けて、今はこれが大きな問題であることを示す段階でいいのではないか。

(山本委員)

- ・アスリート等盗撮を定義したのは非常に良いこと。直接的なわいせつ行為だけでなく、こういう被害があることを周知し、ルール化してほしい。撮影画像や映像が性的コメントを付けられてネット上に出回っていることも問題であり、学生アスリートも被害を受けているので規制対象にしてほしい。構成要件の問題もあり難しいとは思いますが、罰則は設けるべき。

(飛田委員)

- ・今回の条例に処罰規定が入らないのであれば、周知啓発の観点から、構成要件という問題点は意識しつつも、性暴力の定義は広くとらえてもよいのでは。

(伊藤委員)

- ・構成要件が問題となるのは処罰規定がある場合であり、不明確性や目的等を厳格に判断される。しかし、今回のこの条例は被害者の支援や、性暴力を予防するための啓発という視点であるため、厳格に構成要件を考える必要がないのではないか。

(戒能委員)

- ・性暴力の定義について、「同意」に関する記述を最初にもってくる方法でもよいのではないか。

(大原委員)

- ・「同意」「不同意」が存在しない世界もある。子どもは「不同意」が出来ない、許されないと考えていることもある。人が人を支配する関係があるから性暴力が生まれるのであって、その視点を前提に条例の内容を構築してほしい。

(戒能委員)

- ・子どもに限らず大人の場合も、力関係によって被害が生じている。支配的な力関係の構造の中で起きるから問題であるということを、定義のところに入れてもらいたい。

(伊藤委員)

- ・刑法改正により「不同意」が犯罪になったことを知らない人が多い。同意があっても表面上の同意や断れない関係性での同意は犯罪になることを示していく必要がある。

(飛田委員)

- ・諸外国では、子どもに関しては「不同意」という言い方を普通はしない。子どもの意思に関わらず、子どもを性加害や性的な行為から守るべき。子どもを守る親がいない場合は、親に代わって行政が子どもを守る、という強い言葉が欲しい。
- ・子どもは自分自身を守ることができない。三重県が一丸となって、子どもを性暴力から守る、という意味を条例に入れてもらえるとありがたい。

(山本委員)

- ・二次被害について定義が必要。何が二次被害にあたるのか、三重県犯罪被害者等支援条例のような規定を参考にしても良いと思う。性的同意や不同意に関する理解の無さから、被害者非難が生じている。被害者に関わる関係機関の配慮のない言動も散見さ

れる。声をあげた人が誹謗中傷をされたり、心無い対応をされて傷つくことのないよう、被害者非難を許さない観点を含めて二次被害を防止に努める定義があってもよいのでは。

【責務・役割について】

(石井委員)

- ・二次被害防止に関して、主語がないのはなぜか。

(事務局)

- ・二次被害防止については、あらゆる主体に協力いただきたい全体的に求める取り組みとして、あえて主語を記載していない。

(萬井委員)

- ・県の施策に協力するよう規定されているが、県立学校は県の施策に協力する立場ではなく、県の施策を実施する主体だと思う。

(萬井委員)

- ・事業所の役割が明記されていないのはなぜか。

(事務局)

- ・具体的中身について資料には記載していないが、条文では事業者の役割を規定する予定。事業者の役割には、ハラスメントの防止に努めていただくとともに、被害が発生した場合には適切に支援につなげる、といった内容を考えている。

(二井委員)

- ・個人情報に関する規定について、個人情報の適切な管理という表現ではなく、個人情報の保護と明記すべき。また、支援にあたる機関はしっかりと情報共有して、被害者の支援に協力してあたるべき。

(山本委員)

- ・性暴力への意識を醸成するために、県民の責務の中に性暴力をしてはいけない、といった文言を入れるべき。

(山本委員)

- ・学校の責務に早期発見とあるが、発見したならば対応することも必要となる。学校が適切な対応が出来るよう、県や関係団体が支援することも大切。

(後藤委員)

- ・学校の責務としては早期発見に努めるだけではなく、早期発見及び適切な対策対応をすべきであり、これらは児童生徒暴力防止法上の義務である。加えて、なるべく「努める規定」がないような形にするべき。

(萬井委員)

- ・学校では、教員と生徒児童という特殊な関係性があり、子どもが被害を訴えにくい状況や教員が繰り返し被害を聞いてしまうことで子どもを傷つけることが生じる恐れがある。

学校も安心して子どもに対応できる、子どもも安心して被害を訴えることができる支援体制を整える社会づくりが必要。

(後藤委員)

- ・基本的に被害確認は教員がやるべきではなく、児童相談所がやるべき対応。被害が発生した場合には、学校や児童相談所といった関係機関が連携して対応にあたるべき。ただし、連携体制については、私立の学校のように教育委員会が機能しないケースもあることも考えた上で構築する必要がある。

(大原委員)

- ・性暴力の「禁止」ではなく「防止」にするべき。「禁止」だと他律的。「防止」だと主体的な努力が必要になる。どの機関、役割でも主体性をもって性暴力防止に取り組む必要があるので、「防止」がふさわしいと思う。

(後藤委員)

- ・「防止」では他人がやってくれるイメージがある。「禁止」のほうが、自分自身に向けられた規範だと思う方が多いので、「禁止」が適当だと思う。

【基本的施策について】

(山本委員)

- ・性暴力に関しては、第1に性暴力を予防するための教育や周知啓発、第2に早期発見・早期支援、第3に再発防止のための再犯防止や被害者の社会復帰支援の順で組み立てていくのがよいと思う。

(辻木委員)

- ・「学校等」とあるが、一見すると就学前の施設が対象になっていることが分かりにくいので、「学校・就学前施設等」の標記の方がよいと思う。
- ・被害の早期発見、対応にあたっては行政や関係機関との連携が重要。

(伊藤委員)

- ・性暴力被害を予防するための教育啓発の推進というところについて、子どもに関わる機関は特に義務規定にした方がよいのではないかと。
- ・関係機関の連携について明示されていないが、必要な体制の整備の中に盛り込まれるのではないかと。

(戒能委員)

- ・支援にあたっては、包括的な支援体制の整備が求められる。実効性のある支援体制が整備されるために、連携をどのように構築していくかを条例にきちんと書き込むべき。

(飛田委員)

- ・学校における性暴力被害を予防するための教育については、性暴力自体を教えるのではなく、支配的な人間関係といった根柢の部分から教える必要がある。また、性暴力のみを対象としていると、性的虐待などが含まれない場合もある。

(石井委員)

- ・教育委員会が作成している「人権教育ガイドライン」との擦り合わせをした方がいい。

教育現場では、ガイドラインは見るが条例となると遠く感じてしまう。

(辻木委員)

- ・ 予防教育については、その前提として、就学前の人格形成の基礎が重要。子どもは安心して過ごす中で自分が大事だと思えるからこそ、自分以外の人も大切と思える。どんな教育も、この土台が必要。自己肯定感を持てる子どもたちを育成していくことを、条例の中にもわかる形で表現してほしい。

(伊藤委員)

- ・ 学校というひとくくりではなく、「発達段階に応じて」というところを入れて、それぞれ違うアプローチで小さいころから教育していくことを盛り込んでいくとよい。

(山本委員)

- ・ 予防教育の推進が、学校を中心として構築されているが、性暴力被害のボリュームゾーンは20代。教育を受けた子どもが大人になった際に、親や教育者の立場となり、彼らを中心に理解が広まることも大事だが、現に今大人である層にも届くような予防・教育、理解の醸成を考えてほしい。

(後藤委員)

- ・ 予防すべき行為にはセクシャルハラスメントも入る。一般的に、加害者となる人の多くは企業に勤めているのではないかと思う。そういう意味で、県民すべての人に対して予防教育や啓発を進めるには、学校だけでなく企業にもやってもらう方向性を模索していくと画期的なものになるのでは。予防教育の実施を公共事業の参加要件にするところまでいくと、条例として素晴らしいと思う。

(平野委員)

- ・ 県民の理解の促進と気運の醸成はすばらしいし、そうなってほしいと思うが、今の三重県でそれが育まれるイメージがわからない。今の三重県は、性暴力がどこでも発生していて、自分事だと思っている人が少ないように感じているし、そのことが二次被害に繋がっているように思う。情報発信が足りないことが原因。性暴力のない社会を作っていく、根絶に向けてムードを盛り上げていく前に、性暴力に関する正しい情報、人と人との関係性を伝えていくことが、被害に関する想像力や取り組む勇気、人々の心を育むことに繋がると思う。

(戒能委員)

- ・ 総合的な相談体制の整備に関して、ワンストップ支援センターの設置と運営について法的根拠を付与することが重要。被害者支援にとっての中核機関だが、現在国の法的根拠がなく、予算面でも厳しい。条例を根拠としてワンストップ支援センターの運営を保障する体制が整備されることが重要。また、ワンストップ支援センターの運営を県の責務として書いた方がいい。

(平野委員)

- ・ ワンストップ支援センターの人員不足、資金面が心配。条例をきっかけに相談が増加すること、急性期はもちろん中長期的に医療的支援をすること、それに伴う業務量の増加を想定して、支援体制を整えてもらえると安心できる。

(戒能委員)

- ・ 被害者等への支援にあたっては、当事者中心主義の支援を徹底することが重要。そのことを県民、関係機関にも伝わるよう、条文の表現を検討したほうがいい。基本理念に沿った支援、当事者中心の支援、というくらいは明記し、具体的なところは計画に落とし込むのがよいのでは。

(飛田委員)

- ・ 被害者等への支援が、最初と最後だけで、一番大事な部分が抜けている印象。支援の流れとして、被害直後の超初期段階で医療的な検査、初期段階で警察や児童相談所への連絡・届出、中期にカウンセリング、加害者との対話、その後裁判に進み、結論が出て、そこからようやく回復に進む。全ての支援を1つの機関が行うことはありえないし、それぞれの段階で関わる機関も違う。必要な措置や連携については、具体的な視点をもって構築してほしい。

(大原委員)

- ・ 相談のハードルをなるべく下げてほしい。異変を感じても、実際に声を上げるのは難しい。
- ・ 被害者と加害者しかいない印象を受ける。周囲の人間も苦しんでいるので、相談者には様々な立場の者を想定してほしい。

(大原委員)

- ・ 被害の記録は、次の性暴力を防ぐことに繋がる大切なものであり、被害の記録化が必要である。いわゆる被害の発生時に県が調査と記録を行い、分析・利用することで、性暴力を防止するための具体的な手立てを検討してほしい。

(山本委員)

- ・ 記録について、名古屋市では他機関連携にあたって、共有した記録を作っているという話がある。

(伊藤委員)

- ・ 「あらゆる性暴力被害の相談者」の中に、過去の被害者も含まれることを明記した方が分かりやすいと思う。

(後藤委員)

- ・ 性暴力加害の防止とは、再犯防止という意味で良いのか。また三重県では再犯防止のための介入プログラムを実施しているところがあるのか。実施先がないのであれば、加害者への相談や介入を今後どのような形で具体化していくことを想定しているのか。

(事務局)

- ・ 加害防止のための専門プログラムについては、確定ではないが、協力いただける話もあるので、基本政策のところで決めていき、計画に盛り込んでいきたいと考えている。また、再犯防止のみならず、予防の面も含めて、性的認知行動の歪み等の相談が寄せられた場合でも対応していきたいと考えている。

(二井委員)

- ・性をめぐる教育に関して、三重県産婦人科医会が長年出前講座を行っている。鈴鹿市では、すべての中学校区に対して行っている。性の問題については、これまで学習要綱の規定もあり学校側も迷うことがあったが、文部科学省がハードルを下げたこともあり、教育委員会と三重県産婦人科医会とのハードルも下がった。三重県全体で、中学校くらいで性の問題を人権問題も絡めて学習することが大事。性暴力の防止の観点から、教育の実施については条例に書き込んだほうがいい。

(二井委員)

- ・財政上の措置について、明記するべきだ。

(事務局)

- ・条例として施策を定める以上、県は必要な予算を獲得して事業を進めるものなので、「財政上の措置」については一旦省いたもの。中間案に向けて検討を進める。

(山本委員)

- ・基本的施策の枠組みの順番について、一度検討してほしい。理解促進や集中取組期間は前文や性暴力の予防の部分に入れるべきでは。早期発見や当事者中心の支援は被害者等の支援に入れたほうがいい。また被害者の社会復帰支援も入れてほしい。